

寫偶脫也、又按說文無額字、依釋名、似宜用鄂字、然鄂江夏縣名、非限鄂義、說文有額字、云刀劍刃也、刀劍刃有限、故轉爲限、再轉爲額、割俗途、从頁也、釋名以割爲限、割者假借也、

〔伊呂波字類抄〕人體額ヒタヒ、積額、題已上、揭ヒクヒウシ、同額、〔同人體〕額マユカケ、同額マユカケ、同額マユカケ、

〔下學集〕上體額ヒタイ、

〔安齋隨筆〕前編六額字の訓、和名抄に比太比とあり、又髻字の註に、俗云奴加加美額前髮也とあり、又搔額をヌカ、キと訓せり、又額田を沼加多と訓せり、然ればヒタヒとも、又ヌカともよむなり、頓首をヌカヅクと云ふは額を地に突くなり、また叩頭虫をヌカヅキ虫と云ふ、其尻を押ゆれば頭を動して、人の頓首の形ちの如くするゆへ、ヌカヅキ虫と名づけ、然るに俗に米つき虫といふは、額をヌカといふを知らずして、米の糠の事を思へる也、又武用辨略といふ書に、樓頭の字を出し、和名抄を引きて、沼賀々既と訓を記して、馬の秣の糠を搔き交る器也と註せり、是又額と糠との取違也、樓額は馬の額に掛くるなり、

〔日本書紀〕神代一書曰、略中、是時保食神實已死矣、唯有其神之頂化爲牛馬、上額ヒタイ上生粟、

〔日本書紀〕舒明二十三息長足日廣、額天皇、淳中倉太珠敷天皇、敏孫、彥人大兄皇子之子也、

〔續日本紀〕稱德三十神護景雲三年十月乙未朔、詔曰、略中、東人波常爾云、久、額方箭波立、止背波箭方不立、止云、天、君、乎、一、心、乎、以、天、護、物、曾、略、

〔續日本後紀〕仁明十承和八年四月庚申、從四位下百濟王慶仲卒、略中、嘗自東國入都、路到渡頭、爭船處、有傑默人率黨而來、驅逐諸人、不許俱渡、諸人畏之、不敢抗論、慶仲一揚鞭打之、額皮剝垂而覆面、惑而仆伏、其黨亦退、諸人大悅、棹舟競渡、

〔源氏物語〕二十二此國のかみの北方もまうでたりけり、いかめしくいきほひたるをうらやみて、